

## 明治前期における大阪の小学校教育：制度・教科 ・校名の変遷

著者	中村 水名子
雑誌名	関西大学年史紀要
巻	15
ページ	53-87
発行年	2004-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/8789">http://hdl.handle.net/10112/8789</a>

# 明治前期における大阪の小学校教育

## ―制度・教科・校名の変遷―

中村 水名子

はじめに

### I 「学制」以前の初等教育

一 庶民の教育

二 近代教育の萌芽

(一) 小学校の発足

(二) 各区小学校の成立

### II 初等教育の確立

一 教育関係法の若干の整理

(一) 「学制」一八七二(明治五年)八月

(二) 「教育令」一八七九(明治十二年)九月

(三) 「小学校令」一八八六(明治十九年)四月

二 小学校教育制度と教科の変遷

(一) 教育制度と教科の変遷

(二) 学校週六日制の定着

### 三 校名の変遷

(一) 行政区の編成

(二) 「学制」による学区の確定

(三) 行政区名の変更―大組・郡から大区小区へ

(四) 大区小区と学校番号の廃止

(五) 「学制」による学区の廃止と「教育令」に基づく

学区の制定

(六) 「小学校令」以降

おわりに

引用・参考文献

## はじめに

日本の近代公教育は、一八七二(明治五年)「学制」の頒布以来、一八八六(明治十九)年「学校令」の公布により整備され、一定の確立をみる。以来、約百二十年間、その枠組は継承されてきたといえるであろう。

二〇〇二(平成十四)年は、日本の教育制度にとって大きく転換した年であった。「学び方を学び」「生きる力を培うことを中心軸として」「中高一貫校」の設置、「総合的な学習の時間」の創設、完全学校週五日制の本格的実施等が始まった年である。

これを機に、改めて日本の初等教育の創始期における学校制度、教育内容等と小学校の沿革について整理したい。

なお、文中で引用している史料は、『大阪府教育百年史 第二巻史料編(一)』、『第三巻史料編(二)』に収載されているものである。あえて注を付していない。必要な場合のみ注記した。それ以外の資料には注を付している。

## I 「学制」以前の初等教育

### 一 庶民の教育

一八六八(慶応四)年九月八日、年号を明治と改元し、明治政府の近代化政策は始まる。教育制度の整備も緊要な課題であった。

当時、大阪市中における庶民のための教育は、私塾や寺小屋が担っていたことは周知のとおりである。私塾のなかでも、一七二四(享保九年)に町人の有志で設立された懷徳堂はよく知られている。懷徳堂設立に先立つ一七一七(享保二年)、摂津国住吉郡平野郷町に町内有志によって合翠堂が設立され、儒教を中心とした教育が行われ<sup>1)</sup>。「壁書(規則)」に「入学の節は貴賤を選ばず師弟の益あるべし」と記されているのは、この学塾の方針を示しているといえよう。合翠堂は、一七一九(享保四)年より、生活困窮者に対する救済に用する基金の積み立てを始めると、救貧事業だけでなく、救貧事業にも力を注いでい

る。一七三二(享保十七)年、蝗虫の害により摂河地方の米価は暴騰し、人びとは打撃を受けた。その際、振給金を給与している。

含翠堂は、一八七二(明治五)年の「学制」公布により廃止となる。

## 二 近代教育の萌芽

### (一) 小学校の発足

一八六九(明治二年、明治政府は、各府県に小学校設置を促す内容を盛り込んだ「府県施政順序」を布告する。

摂津県(のち豊崎県と改称)は、同年五月、西成郡浜村(現東淀川区)善教寺に啓蒙館を設置することを県下に布達する。同年七月、場所を同郡南方村徳藏寺に変更し、閉校した。しかし、同年八月二日、豊崎県は廃止され兵庫県に合併されたことにより、わずか一か月で閉校となる。この啓蒙館は、現大阪市域における最初の小学

校として注目に値する。

大阪府は、一八七一(明治四年、平野町に幼学校(同年二月小学校と改称)を設立する。前年十二月二十三日、「今般於府下平野町、幼学校取立、来未正月十五日発会、当府貴属之子弟ハ勿論其他農商之児童タリトモ勝手ニ入学差許」と布達し、就学を促す。さらに同年十月五日、東本願寺内に開校した小学校で授業が開始される。なお、両小学校は区内に小学校が設立され始めたことにより一八七二(明治五年)九月、廃止となる。

両小学校は十五歳以下を対象としたが、有志の者は十五歳以上でも入学を認めている。授業内容は「読書・習字・算術」で、学習に必要な物は、書籍、紙、筆、墨以外を支給した。

一八七一(明治四年)九月、西大組南町(旧渡辺村)から小学校設立願いが出され、許可される。大阪府小学校付属小学校として開校する。

堺県では、一八七一(明治四年)年三月、句読と習字を授業課目とする郷学校を設ける。一八七二(明治五年)二月、県内を五十四区に分画し、一区一郷学校設立を目標に郷

学校本校を設け、そのもとに出張所（分校）を置いた。なお、一八七三（明治六年）から、「学制」に基づく小学校の設立が本格化することにより郷学校を「小学」と改め、設置の年月日順に番号を付した。<sup>3)</sup>一八七二（明治五年）六月、堺県鞍作村に鞍作郷学校が開校する。後、河州第三十一番学校となる（現加美小学校）。

## （二）各区小学校の成立

一八六九（明治二年）六月、大阪府は大阪市中三郷（北・南・天満組）を東・西・南・北大組に改編し、一八七二（明治五年）三月、大組内を区に分画した（東大組二十三区、南大組十四区、西大組二十二区、北大組二十区、東成郡三区、住吉郡二区、西成郡五区。郡部は十月）。

同年四月二十四日、大阪府は、「学校開設に関する告諭」を発し、区ごとに一小学校を設置する方針を打ち出す。以後、大阪における小学校の設立は、この区を母体としてすすめられた。

同年七月一日、大阪市域で最初の小学校として、「北

大組第九区小学校（現西天満小学校）が開校する。開校前後の状況を「北浜学校日誌」<sup>4)</sup>に記されている内容から以下のように整理することができる。

● 学校の設置場所等については、総区長や府の関係者の検分を受けたこと。

● 学校の建築・運営費は各区の負担であること。

● 開校式には知事、参事等が出席したこと。

● フラフ（校旗）を掲揚したこと。

学校の建築・運営費が区の負担であったことから、豪商等の大口寄付が見込まれる区では、費用に苦労することなく小学校の建築・運営は可能であった。しかし、それが望めない区では、その費用の捻出が大変であった。

一八七二（明治五年）六月、大阪府は「校費方法ノ下開并見込概算」を出す。それによると、一区千戸と見積り、区内各戸平等制で「一戸ニ半季金一分ヲ出サシム」と、貧富に応じて「貧富四等二分チ、上々等ヲ半年二分、上等ヲ一分二朱、中等ヲ一分、下等ヲ二朱」の二つの方法を示す。各区は工夫し、以下に示す方法で費用を捻出した。<sup>5)</sup>

● 戸数割——一戸当りで負担

● 地価割——所有地の地価によって地主が負担  
 ● 反別割——戸数割と地価割を総合して負担  
 ● 建家割——所有家屋の坪数に応じて負担  
 ● 間口割——家の間口の長さに応じて負担  
 ● 渡船にかける渡船場銭 など  
 以上のように費用を工面しながら順次開校する。「学  
 制」公布までに開校したのは、以下の七校である。

- 北大組第九区小学校（伊勢小学校）
  - 西大組第二十二区小学校（栄小学校）
  - 北大組第十六区小学校（肥後島小学校）
  - 東大組第五区小学校（和泉小学校）
  - 北大組第十七・十八区小学校（中島小学校）
  - 東大組第十三区小学校（北浜小学校）
  - 東大組第二十二区小学校（金田小学校）
- 以後、一八七八（明治十二）年までに、現大阪市域では区小学校が開校した（表1、図1）。

表1 小学校設立の推移（現大阪市域）

行政区域	明治 5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	計
東大組（第1大区）	4	14	5					23
南大組（第2大区）	5	7	1	1				14
西大組（第3大区）	5	15	1		3			24
北大組（第4大区）	6	10	1	2		1		20
東成郡第1区（第5大区1小区）			1	2		3		6
東成郡第2区（第5大区2小区）				9	1	1		11
東成郡第3区（第5大区3小区）			3	1	4	2	1	11
西成郡第1区（第6大区1小区）		2	5			1		8
西成郡第2区（第6大区2小区）			2	5				7
西成郡第3区（第6大区3小区）			6	2		3	1	12
西成郡第4区（第6大区4小区）			4	2	3	1	3	13
西成郡第5区（第6大区5小区）		2	7	1	1		2	13
住吉郡第1区（第7大区1小区）	1	1	5	1				8
住吉郡第2区（第7大区2小区）		2	4	1				7
合計	21	53	45	27	12	12	7	177
堺県	1	6	1	1				9
合計	22	59	46	28	12	12	7	186

※1875（明治8）年4月 大区小区制実施

（大阪市教育研究所「大阪市立教育機関沿革史料」より作成）

注) ・明治6年4月現在の地域にまとめられたものである。  
 ・図版の関係で、西大船町2番小学校校区の位置は、やや北へあけてある。

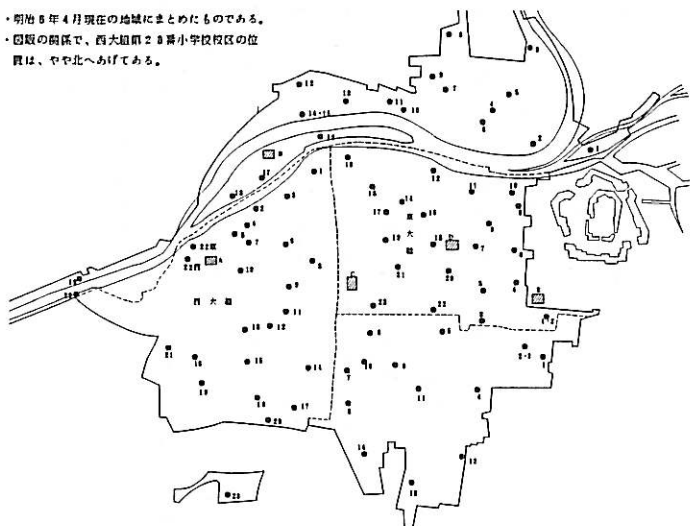


図1 明治初期の小学校の位置 (大阪市教育研究所「研究紀要 第11号」所収史料をもとに作成)

注

- (1) 平野郷公益会編・発行『平野郷町誌』昭和六年 一八一〜一九四頁
  - (2) 津田潔作成『大阪における部落問題の教育史・年表』部落解放研究所 一九八七年 三〜四頁
  - (3) 中村水名子『研究紀要第四五号 地域の生活と文化Ⅶ』大阪市教育センター 一九九一年三月 一〜三二頁
  - (4) 大阪市教育研究所『研究紀要第百十一号』一九七〇年三月
- 明治五年五月十三日  
 去ル四月廿四日、被仰濟小学校取設ニ付、北濱五丁目山片平右衛門宅假受、学校ト可致候ニ付、藤村様日柳〔クサナギ〕様外總区長衆等御見分之上、取極相成候事。
  - 五月廿二日  
 区内之者呼寄、建校ニ付入費手傳之義、夫々説諭之事。
  - 七月廿六日

小学校普請凡出来二付、鎮守祭禮并区内男女校  
内拝見指許候事。

● 八月朔日

今日開校二付、知參事様始学務課御役員不殘、  
總区长等御出張、開校之式御取行候事。

● 二日 今日より稽古始メ。

● 九月廿二日 天長節二付休校。

(略)

● 十月廿八日 於東廿貳区、生徒小拭檢(ア、イ)二付、廿  
名斗〔バカリ〕、教師付添、戸長艸〔クサ〕間・  
岸畑等同伴之事。

● 十一月十九日 玄關前フラフ建上ケ之事。

● 十一月廿八日 於當校小拭檢(試験)、北四区・

北十六区生徒来ル。茶菓指出ス。

● 十一月廿九日 御改曆二付、今日限。

(5) 大森久治『明治の小学校』泰流社 昭和四十八

年二月 二三頁

## II 初等教育の確立

### 一 教育関係法の若干の整理

(一) 「学制」一八七二(明治五年)八月

一八七二(明治五年)八月三日、「学制」が公布され、近代教育が開始される。「学制」を平易に説明したものが「被仰出書」である。それによれば、学問は人々の立身・治産・昌業の基本であり、それに役立つ教育を組織するところが学校であるとし、学問と教育の奨励を説いた。「自今以後一般の人民(華士族卒農工商及婦女子)必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」とすべての人々に普通教育を付与することを示した。

大阪府は、「被仰出書」を解説した『学制解説』を作成する。一八七三(明治六年)一月十三日、「学制解説布告趣意」を出す。そのなかで、「各区小学未々開校ニ至らざる向ハ、協力合心速ニ落成せしめ、既に開校成る向ハ区



中之幼童一人として就学せざるもの無之様可致候」と述べている。

「学制」が示す学校制度は、学区制に基づき、すべての国民に開かれた大学校・中学校・小学校から成る単一の体系を採る。全国を八大学区（明治六年四月七大学に変更）に分け、各大学区を三二中学区に分け、さらに、各中学区を二一〇小学区に分けるものであった。全国で八大学、二五六中学校、五三、七二〇小学校を設立しようとするものである。大阪府は、堺県等二府一県とともに第四大学区（明治六年四月、第三大学区）となる。

小学校は、各四年の下の小学と上の小学から成り、尋常小学を基とした。中学校は、各三年制の下の中学と上の中学とし、大学校は、理学・文学・法学・医学の四科としたものであった。

「学制」は、一八七三（明治六）年から全国的に施行される。しかし、当時の人びとの教育に対する意識や地方の経済事情等々から、計画通りに実施することは困難であった。

なお、学区は行政区とは異なり、学校の設置や教育運

営費を負担する区画であり、地方教育行政の単位である。

## （二）「教育令」一八七九（明治十二）年九月

「教育令」は、日本社会の様々な状況に適合させ、教育制度の定着を意図したものであった。学区制を廃し、一般行政単位に即して教育行政を行うこととした。また、小学校の就学年限を緩和する。その結果、各地で就学率の低下等、初等教育は後退現象を示した。

大阪府は、一八八〇（明治十三年）九月十四日、「客年九月教育令頒布以来、自由教育ヲ以テ之ヲ認メ 往々普通教科ヲ捨テ、習字一科ニ赴キ、……深ク本令ノ主義ヲ探究セサルノ致ス所ニシテ、本令第十四条凡兒童学齡間少クトモ十六ヶ月ハ普通教育ヲ受クヘシ」と親は子どもたちに、小学校での教育を受けさせるよう諭達している。

一八八〇（明治十三年）十二月「改正教育令」、一八八五（明治十八）年八月「再改正教育令」を公布し教育の後退現象をくい止めるべく、一般行政機関と教育行政機関の一体化を図り、教育行政の強制的要素を強めていく。

(三) 「小学校令」一八八六(明治十九)年四月

一八八五(明治十八)年十二月、太政官制が廃止され、内閣制度が発足する。

「小学校令」により、小学校の教育制度は大幅な変更となる。小学校は尋常と高等の二等とし、学齢を六歳から十三歳までとした。その間、尋常小学校四年間の普通教育を児童に受けさせることを保護者の義務とした。ここに義務教育制度が確立する。その後、一八九〇(明治二十三年)十月、一九〇〇(明治三十三年)八月、一九〇七(明治四十一年)三月、「小学校令」は改正され、小学校教育は整備されていく。

一八八六(明治十九)年の「学校令」によつて、戦前における日本の教育制度の基礎が確立したといえよう。

## 二 小学校教育制度と教科の変遷

大阪府の小学校における学校制度、教科、休業日の変

遷を「大阪府小学規則」等から考察する。

### (一) 教育制度と教科の変遷

(一八七二(明治五年)五月「小学規則」)

一八七二(明治五年)五月、大阪府は「学制」に先立って「小学規則」「小学課業表(表2)」を制定する。<sup>1)</sup>

読書・語誦・習字・算法の四課目が教授課目であり、各課目とも五等級に分かれている。入学すると五等級で学ぶ。試験(年十回の小試験と春・秋二回の大試験)に合格することによつて、四級、三級と進級し、一級を終えて卒業となる。この等級制は、一八八六(明治十九)年の「小学校令」で学年制を敷くまで続く。なお、学齢を七、八歳から十三、十四歳までとした。「学力ノ優長ニ因テハ、敢テ年齢ヲ以テ限リトセ」ず、「齡外ニ長シテ更ニ小学課業ヲ修ス可カラサル者ハ変則トシ、其志ニ任セテ修業ヲ許ス」とある。学齢は定めたが、学業成績等による伸縮を認めている。

表2 小学課業表 1872(明治5)年

	読 書	語 誦	習 字	算 法
第五等	孝経・市中制法・郡中制法・町役村役心得	五十韻 大阪橋名 府県名	五十韻(平カナ・片カナ)・支干数名・三枚高札・啓蒙天地文	数目・九々表・加法・減法
第四等	会社弁略・学庸・世界風俗往来・世界国尽・地学事始	帝号 内国名尽	受取諸券・苗字尽・大阪町名・摂津郡村名・啓蒙地球文	乗法・除法・諸等雜問・小数四則
第三等	道理図解・国史略・小学・論語・西洋事情・慶法記聞	年号 世界国尽 内国物産	諸国郡名・消息往来・私用文・宛理問答文	求等最大小数法・約分・分化小数・小化分数・分数四則
第二等	日本政記・博物新編・五経・十八史略・真政大意・世範	内外海陸里程 窮理問題 内外度量	世語千字文・諸券状・実字五百字・復文・執行相談文	正比例・転比例・合率比例・遷折比例・相違準法
第一等	日本外史・万国公法 叢環史略・官途必携 ・易知録	内外国旗章 外国里程 欧語三言	公用文 即題手束	開平 開立 雜題

(大森久治「明治の小学校」所収史料より転載)

〔一八七三(明治六)年九月改定「小学規則」〕

「学制」が頒布され、他府県においては、「学制」に準じた「小学規則」が実施されるにしたがって、大阪府は「小学規則」を改定した。

「此小学ヲ脩スルニ四課ヲ立テ、「四課ハ読書、誦誦、習字、算法」であり、「上下二等合セテ十六級」とした。「第八級ヨリ順ヲ追テ上進シ、一級ニ至テ下等小学ノ課業畢リ、進テ上等小学ニ入り重ネテ八級ヨリ一級迄ヲ卒業シテ中学校ニ入ル」段階制である。各級の修業期間を約六か月としていることから下等小学は八級・四年、上等小学は八級・四年となる。なお学齢は六歳から十三歳である。

課目に変更はないが、教授内容は、孝経・論語等の近世的内容が廃止され、小学読本・地理的初歩が登場する(表3)。

〔一八七四(明治七)年一月「夜学、女工学規則方法」〕

近代学校が始まり六歳から就学する制度が敷かれたが、子どもたちは労働力であり、家計を支える一人でも

表3 小学課業表 1873(明治6)年9月改定

小学	階級	読 書	語 彙	習 字	算 術
下	八級	単語図 遊語図	五十韻図 ・濁音図	五十音(片仮名・ 平仮名)	加算九々・数字図
	七級	単語篇巻一		数字・五十音変体	加法
	六級	単語篇巻二 小学読本巻一	色の図	名尽通称	減法・羅馬数字法 ・乗算九九図
	五級	小学読本巻二 地理初歩	府県名	名尽実名	乗法・形体線度図
	四級	輿地小誌巻一・巻二	大阪播名	受取証券・苗字尽	除法
三級	輿地小誌巻三 日本地誌略巻一	単語楷行		四則雑問	
二級	日本地誌略巻二・巻三	単語楷行		分数法	
等	一級	究理知恵のすすめ・史略 自一至二	帝 号	日用文章	分数法
上	八級	史略自三至四 万国奇談	年 号	日用文章	諸等法
	七級	物理階梯		日用文章 抵津名勝	比例法
	六級	皇国官名誌 内国史略自一至二	内外(都 府・旗章)	大阪町名	比例法
	五級	内国史略自三至四 皇国郡名	内外度量	消息往来	比例法・野画・幾 何大意
	四級	輿地誌略初篇		細字讀書	比例法・野画・幾 何大意
三級	輿地誌略後篇 発音自早	細字速写		累乗開法大意・野 画・幾何大意	
等	二級	博物新篇歌辭 化学訓蒙自一至四	内外里程	公用作文	雑問・野画・幾何 大意
一級	化学訓蒙自五至八 生理発蒙	記 事		対数用法・地圖・ 幾何応用大意	

(大森久治「明治の小学校」所収史料より転載)

あつた。行政当局が思うほど就学率は伸びなかつたのである。また、女子の就学率も男子より一〇ポイントほど低い状況にある。女の子は勉強よりも裁縫等を身につけ

「北浜学校日誌」明治八年一月二十九日の条に「夜学生ノ中、勉強之者呼出、賞品遣ス」とあり、併置されていることがわかる。さらに一八七九(明治十二年)十月「同三十日限ニテ、当校夜学

「夜学、女工学規則方法」を定める。  
小学校に併置された夜学は、昼間仕事に従事している者、学齡が超過し、正規の過程を修めることができない者を対象とした。ただし、学齡の子どもでも許可があれば学ぶことを可能とした。課目は上等小学の学習を原則としたが、学力に応じて下等小学の内容でも可としている。課目は生徒の選択により、一あるいは二、三課目とした。なお、授業料は一課につき一か月十五銭である。

「女紅」とは、裁縫・手芸・家事の技能など女子に必要な教養を意味し、「女紅場」は「女紅」と女子の礼法や読み書き・算などを学ぶ教育機関である。

小学校に「女紅場」を併置し、下等小学卒業の女子に裁縫等を教えることを目的とした。北浜小学校では、「明治七年二月二日、女紅一件二付、戸長中臨時於平正、寄合」し同年三月九日、府庁へ開設願を届出した。十月二十四日に、「普請等モ凡出来仕候故、来十一月四日開校、翌日より稽古相始メト致シ」と届を出している。<sup>2)</sup>

また、小学校に「女紅場」が併置されても、市中には裁縫塾がある。これら裁縫塾を女紅場分局としている。女子の就学率を向上させるためであろう。

なお、「女紅場」は、一八七七(明治十一年)「女子手芸学校」と改称し、一八七八(明治十二年)十月「女子手芸規則」を制定する。それによれば、五級に分け二年半の修業と定めている。紡績・裁縫を本科とし、読物・算術を予科とした。<sup>3)</sup>さらに一八八一(明治十四年)一月「女子裁縫学校」と改称する。

〔下々等小学の設置 一八七六(明治九年)〕

一八七六(明治九年)十二月九日 大阪府は「各学区今一層就学生ノ数ヲ増加スル為メ、各校都合ニヨリ上下等小学ノ外下々等小学ノ一舎ヲ置キ、教科ヲ簡易ニシ、漸次尋常小学ニ相移シ可申候事」と通達を発する。一八七七(明治十年)、課業表が示され、四級課程が制定された。また、下々等小学卒業者にも卒業証書を渡すよう指示が出される。

一八八〇(明治十三年)、下々等小学は廃止される。「船場小学校沿革誌」の九月の条に「下々等小学ノ制ヲ廃止セラル 授業不便ニシテ實効ヲ取メ難ニ因ル」と廃止された理由を推察している。

〔一八七七(明治十一年)五月改正「大阪府小学校則」等〕

大阪府は、五月に「大阪府小学校則」を改正、七月に「上等小学教則」と「下等小学教則」を改正する。さらに、一月に「下等小学教則」を再度改正した。

学齢は、一八七五(明治八年)に「満六歳ヨリ満十四歳迄小学生」としたが、さらに「下等小学ハ満十年マテ、上等

小学八満十四年迄ニ卒業スルヲ法」とし、「上下二等合セ前後在学九年」と修業年限を明確に示した。

上等小学では、一八七六(明治九)年九月に課目が改訂された。以前「読書・誦誦・習字・算法」の四課目から、「読物・講義・暗記・口授・算術・幾何・記簿・作文・習字・画学」の十課目となり、大幅に変更された。

下等小学の同年一月の改訂では「読書・習字・算法・問答・書取」の五課で、「誦誦」を廃止し、「問答・書取」が加わっただけである。上等小学と下等小学との課目の分け方が大きく異なっていたので、合わすべく、一八七七(明治十)年七月に教則改正が行われた(表4、表5)。

下等小学は「読物・講義・暗記・習字・算術・口授・問答・書取・作文・野画・体操・嬉戯・唱歌」となり、上等小学の課目とほぼ同様となる。下等小学と上等小学での学習の体系化が図られたといえよう。なお、十一月改正では「講義・暗記」が廃止される(表6)。

一八七六(明治九年)十二月から制度化されながら教則が出されていないかった下々等小学の課業表が示された(表7)。

表4 上等小学課業表 1877(明治10)年7月改正

階級	読物	講義	暗記	口授	算術	幾何	記簿	作文	習字	野画	体操	唱歌
第八級	文典 内国地学 内国史学			文法 修身 博物	分 数			公用文 諸証券 記事	細字 (楷書行書)	諸物 図画		
第七級					分小 数数							
第六級	外国地学 外国史学 博物学			文法 修身 生理	諸 等			記事	細字 (行草書)	諸物 図画		
第五級					比 例							
第四級	修身学 博物学 物理学			文法 生理 物理	比例 百分算			論説	速 写	諸物 図画 地図 画法		
第三級					百分算 開平方							
第二級	博物学・生学 物理学・化学			文法 化学 経済	開立方 級数		単記法					
第一級					求積・求量・ 対数用法							

〔大阪府教育百年史〕所収史料より作成)

表5 下等課業表 1877(明治10)年7月改正

階級	読物	講義	暗記	口授	問答	算術	習字	書取	作文	算術	体操	唱歌	唱歌	諸習	
第八級	五十音・濁音・次清音・伊呂波・単語・速語			実物 修身 養生	数字・算用数字・羅馬数字・加算九九	假字三律	假字三律	假字三律	假字三律	線・物品粗形					
第七級	読本・地理初歩				命位・加法	借	借	假字三律	假字三律	假字三律	線・物品粗形				
第六級	読本・管内地誌				乘算九九・減法	書	書	假字三律	假字三律	假字三律	線・物品粗形				
第五級	読本				乘法	行	行	読本	普通文	普通文	物品				
第四級	日本地誌略				除法			書	書	普通文		普通文			
第三級	読本・日本地誌略・日本略史				四則応用	草	草	書履	私用文	私用文	物品				
第二級	読本・日本略史・万国地誌略				分数・小数			書	書	普通文		普通文			
第一級	万国地誌略・万国史略				諸等	草	草	普通文	普通文	普通文					

(「大阪府教育百年史」所収史料より作成)

表6 下等小学課業表 1877(明治10)11月改正

	読物	習字	算術	口授	問答	書取	作文	算術	唱歌	唱歌	諸習	
第八級	五十音・濁音・次清音・伊呂波回 単語回1~8 小学綴書	假名	算用数字ノ讀方ト 記法 物数ノ数ヘ方(指 数器)	物 修 身 生 理	物ノ性質 作用・七 色形体 程度 人体部分 ノ名称	五十音 伊呂波 単語		曲直線	首智ノ強弱 異同 彩色ノ濃 淡 異同 物ノ香 臭 味ノ美惡 諸物ノ輕重 大小長短 体面ノ種 密方 四曲直等			
第七級	連語回1~8 小学綴字書 小学読本卷1	借書	加算九九ノ回ノ暗記 数字記法ト命位法 ・加法	物 修 身 生 理	物ノ性質 作用・七 色形体 程度 人体部分 ノ名称 地圖	綴字書 速讀書		曲直線形				
第六級	小学読本卷2 地理初歩 管内地理		減法 乘算九九	物 修 身 生 理			綴字書 読本					
第五級	小学読本卷3 日本地誌略卷1 卷2	行書	乘法	物 修 身 生 理	物ノ性質 作用 地圖		讀本	填字・物 品名ヲ題				
第四級	小学読本卷4 日本地誌略卷2 卷3		除法	物 修 身 生 理				書履	容易ノ題	物品ノ 粗		
第三級	小学読本卷5 日本地誌略卷4 日本略史卷1		四則応用	物 修 身 生 理				書目用文				
第二級	小学読本卷6 日本略史卷2 万国地誌略卷1	草書	数算 分小 数	物 修 身 生 理	物ノ性質 作用 地圖		私用文 普通文					
第一級	万国地誌略卷2 万国史略卷1卷2		諸等 算術 比率	物 修 身 生 理				公用文 普通文				

(「大阪府教育百年史」所収史料より作成)

表7 下々等小学課業表 1877(明治10)年11月

科目 級別	句 読	習 字	算 術	口 授	問 答	書取	作 文
第四級	綴 字	仮 名	数 字 命 位	通常物	通常物 色及形体線度	綴字	/
第三級	読 本 地学階梯	通常人名 通常苗字	加 法 減 法	養生談	通常物・色及形 体線度・地球大体	単語 通語	
第二級	読 本 内国地理	町村名 請払日記	乗 法 除 法	勸懲談	通常物・色及形体 線度・内国地図	読本 熟語	
第一級	物理初歩 国史概要	日用文章	除 法 四則雜問		通常物 物理端緒	日用文	

(大森久治「明治の小学校」所収史料より転載)

〔一八七九(明治十二年)改正「上等・下等小学教則」〕

就学年限の緩和などを盛り込んだ「教育令」発布の年である。

大阪府は、一月に「下等小学教則」、四月に「上等小学教則」を改正する。

この改正により、就学期間、等級数は、大幅に変更された。上等小学(八級・四年)と下等小学(六級・二年)、下々等小学(四級・十六ヶ月)の三等が並列した制度となる。区部には上等小学、郡部に下等小学と、原則的に定めたことが「上下下々等ノ小学課程ハ……其学区生徒相応ノ等級ニ編入シ其三等ノ順序ヲ追フニ泥マス、市井ハ上等ヨリ教授シ村落ハ下等ヨリスヘシ」(一八七九(明治十二年一月廿八日付))と示していることからわかる。

課目は(表8、表9)に示したとおりである。



表8 上等小学課業表 1879(明治12)年4月改正

級	読物	習字	算術	物課	綴字	地字	史字	作文	算学	博物学	幾何学	物理学	修身	正課外 科目	唱歌
第八級	假字 算用数字 算用数字 算用数字	假数字 字字行	記法・命位 物加算九 加減	日用諸物 ノ名	假字 字語								生徒身十二次ノ可カラサル事項	男子ノミ 女子ノミ	当分ノ可欠ク
第七級	読本素読	借行草	命算九々 算除ノ大意	日用諸物 ノ用法	單短 語句	地球ノ大 体接近市 村ノ地形 點點内									
第六級	読本素読 字句ノ記憶	借行草	虚数ノ加減 算除	諸物ノ形 状・大小 ・長短・ 重量	單短 語句取証	五畿 東海 山									
第五級	読本素読 單句ノ記憶	細借行草	複算実数ノ 加減算除		古語 單句	北陸 山陽 關西	本國歴史 (上古)								
第四級	読本素読 單句ノ記憶	細借行草	数字ノ大略 分數化法 分數加減法			南海 北海 道球	本國歴史 (近世)	職業文 體問答 手簡文	線画						
第三級			分數乘除法 分數化法 小數加減算除			外國地理 (亞細亞)	外國歴史 (亞細亞)	職業文 體問答 手簡文	写生 陰陽 省法	動物物					
第二級			比例語法			外國地理 (亞細亞)	外國歴史 (亞細亞)	職業文 體問答 手簡文	陰陽 省法	南地 金	生質 石	平面幾何 ノ名稱	物性 百五 本学		
第一級			百分率 應用問題			地球上ノ 現象 地球ノ形 狀ノ法	外國歴史 (亞細亞)	讀 書記事 論記	実物 写生 幾何 省法	化	学	平面幾何 ノ理	光 電 天 学		

(〔大阪府教育百年史〕所収史料より作成)

表9 下等小学課業表 1879(明治12)年1月改正

級	8.5	6	6	1.5	1	2.5	2.5	8	1.5	2.5	1.5	増科	唱歌	
課目	読物	習字	算術	物課	修身	綴字	地字	史字	養生	作文	物理	博物 画学 動物 植物ノ名稱・性質 日用	體操 五感ノ教養 動物ノ形・花鳥ノ手画	当分ノ可欠ク
第六級	假字・数字		計法 命位	諸物ノ名	坐作 容止 及ビ善惡 ノ區別	いろは 假字								
第五級		地名	加算	諸物ノ日 常所用ノ 具		読本ノ 字	接近市村ノ 地名 球内ノ地理							
第四級	素読	請取証 音物ノ 音式	減算	諸物ノ 性質	勤懲ノ事 蹟	読本ノ 語句 請取 音物ノ 音式	畿内・東海 道ノ山川 地産							
第三級	讀説	請取証 語証文 ノ文体	乘算	諸物ノ 性質 及ビ身 体ノ具 ノ名稱		請取証 容易 キ文句	東北 海道 道							
第二級		日用文	除算		身ヲ 処シ 家ヲ 治ム ル事 柄		山陰・山陽 南海・西海道	内國ノ 史	生徒 身切 モ 上ナル ノ	日前 註復 ノ 手簡 文				
第一級		日用文 尺牘ノ 音法	四則算題		身ヲ 処シ 家ヲ 治ム ル事 柄 愛國ノ 大意		北海道・東 海 道 地球表 面ノ 區別 外國ノ 名		書寫ノ 手簡 文 表音ノ 音法	天体ノ 系統 地球ノ 運行 諸物ノ 性質				

(第5級以下の算術は、「珠算或ハ筆算」内、学校ノ適宜ニ其ノ一法ヲ授クベシ」とある)

(〔大阪府教育百年史〕所収史料より作成)

〔一八八二明治十五年二月改定「大阪府小学校教則」〕

大阪府は、二月六日「大阪府小学校教則」を改定する。

「小学校ヲ分チ初等中等高等ノ三等」とし、「初等科及中等科ヲ各三箇年トシ、高等科ヲ二箇年トシ、各等科通シテ八ヶ年」とする。「初等科及中等科ヲ各六級二分チ高等科ヲ四級二分ツ、各等科毎級ノ授業ヲ六ヶ月」と定めた。下々等・下等・上等小学の並列制度から、初等（六級・三年）、中等（六級・三年）高等（四級・二年）の積み上げ制となる。

課目は、各等以下のとおりである。

初等科―修身・読書・習字・算術ノ初歩・体操

中等科―修身・読書・習字・算術・地理・歴史・図画・

博物・物理ノ初歩・体操、（女子 裁縫ノ初

歩容儀）

高等科―修身・読書・習字・算術・地理・図画・博物・

化学・生理・幾何・経済ノ初歩・体操、（女

子は経済に換え、家事経済及裁縫容儀）

教授法ともいうべき「口授・問答」がなくなり、いわゆる教科としての形が整ったことがわかる。なお「修身」が

第一に上げられていることについて、「船場小学校沿革誌」に次のように感想が述べられている。

「教育令發布以来、屢々教則ノ改正アルモ概ネ大同小異ニシテ頗ル知育ニ偏スル嫌ナキニ非ズ、今回ノ改正ニ於テ修身科ヲ教則ノ首項ニ掲ゲタルガ如キハ其ノ重キヲ徳育ニ措キタル証トシテ見ルベク亦以テ教育ノ一進歩ト謂フベシ」（明治十五年三月）

〔一八八六明治十九年十一月「大阪府小学校規則」〕

「小学校令」が發布され、教育の国家的統制が強められていく。

大阪府は、十一月十二日「大阪府小学校規則」を制定する。学校教育制度は大きく転換する。第一は、尋常・高等小学科の各四年制により、等級制が廃止され、学年制となったことである。第二は、それにもなつて、等級制では一月七日が開講日であつたが、「学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル」と年度制となったことである。

尋常小学科の課目は「修身・読書・作文・習字・算術・

体操」である。また、高等小学科は、前述の五課目に「地理・歴史・理科・図画・唱歌・裁縫」が加わる。

なお、大阪府は「大阪府小学校規則」と同時に、「小学簡易科教場規則」を制定する。修業期間三年の簡易科は一日三時間（週十八時間）の授業を実施した。

一八八九（明治二十二）改定「簡易小学校規則」を制定する。授業時間は「一日二時以上五時以内」と幅をもたせた。教科は、一日三時間以内の場合は「読書・作文・習字・算術」の四科とした。四時間以上の場合は、尋常小学校課程と同様、「修身・読書・作文・習字・算術・体操」の六科である。

なお、「尋常小学科第四年級ノ程度ヲ超」えない範囲で「六箇月以上十二箇月以内ノ期限ヲ以テ補習科ヲ設クルコトヲ得」と補習科の設置を認めている。

「小学校教則」と同時に「授業料徴収規定」を制定する。

尋常小学校は「十銭以上五十銭以下」、高等小学校は「十五銭以上一円以下」とした。地域の実態に応じて、尋常小学校では五銭、高等小学校では十銭までの減額を認めている。

授業料を支払うことは、貧困な家庭においては大きな負担であつたろうことは推測することができる。その事情を「大阪市矢田小学校沿革誌」<sup>5)</sup>にみることができる。

●明治二十年四月一日 住道尋常小学校ト改称ス

明治十九年四月勅令第十四号ヲ以テ発布改正小学校令実施ニ依ル

●明治二十一年四月一日 住道簡易小学校ニ変更ス

明治十九年四月授業料徴集規則<sup>6)</sup>実施後出席児童殆んど百名以下ニ減ジ全二十年四月授業料五銭ヲ拾銭ニ増額セシ所出席児童大ニ減ジ五十名内外トナリシヲ以テ資格ヲ変更シテ簡易小学校ト変更ス

●明治二十六年四月 住道尋常小学校ニ変更ス

明治二十六年四月勅令第二百十五号ヲ以テ小学校令改正実施ニヨリ簡易小学校ヲ廃シ尋常小学校ニ変更ス

明治二十年度から明治二十五年間までの五年間は、簡易小学校と尋常小学校・高等小学校が併立していたことがわかる（図2）。のち、一九〇七（明治四十）年、小学校令中改正により、義務教育は六年となる。初等教育の

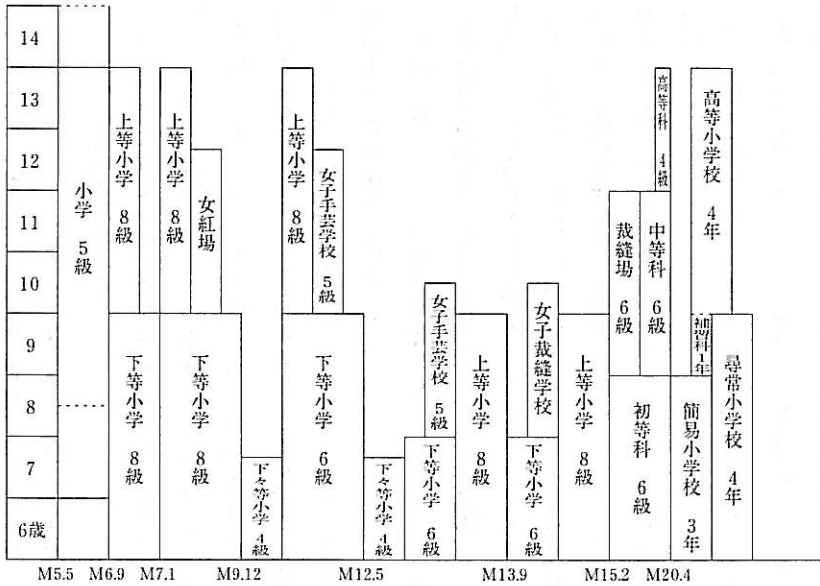


図2 学校制度の変遷 (『大阪府教育百年史』『明治の学校』をもとに作成)

六年構成は今日まで継承されている。

(二) 学校週六日制の定着

今日、小学校における休日は「土・日曜日」「国民の祝日」「冬休み」「夏休み」と創立記念日等である。

「小学規則」等の制定・改正から、休日の変遷・定着を考察する。

〔日曜休日〕—週六日制

一八七二(明治五)年五月に制定された大阪府「小学規則」による休日の一つは「毎月第一日其他六ノ日」である。<sup>(6)</sup>これは、毎月二日、六日、十六日、二十六日「四回を休日とするものである。この当時、近世社会の慣習が続いており、それをふまえたものと思われる。

一八七二(明治五年、改暦が行われ、太陰暦から太陽暦に改められる(明治五年十二月三日を明治六年一月一日とする)。これを機に、週休制を取り入れることとし、一八七三(明治六年)一月十八日、大阪府は「小学規則中

年中休業別紙之通改正」する旨の通達を発し、「毎月日曜日」を休日とした。しかし、日常生活においては旧習が続いていたものと思われる。

同年九月に改定した大阪府の「小学規則」では再び、「毎月一、六日」を休日とする。つまり「二日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日、三十一日」が休日である。月によつては三十一日と一日の連休となる場合が現出する。一八七四(明治七)年二月、「三十一日ハ休ニ非ズ」と追加することで連休を回避した。

大阪府は「一、六日休業」を定めた。しかし、文部省は直轄学校で日曜休業をすすめており、また、他府県の学校もこれに従う動きがみられたことから、一八七四(明治七)年四月十五日に「従前之通一六ノ日ヲを休業と相心得可申、此段相達候也」と通達を出し、「一・六休業」であることを改めて指示する。このように「一・六休日」は続いた。

一八七六(明治九)年三月二十二日、大阪府は、「各小學校休日ノ儀、来四月ヨリ日曜日ニ相改メ候、土曜日ハ正午十二時ヨリ休暇タルヘキ事」と通達を出す。「土曜半

日課業ハ、復読ヲ省キ授読、習字、算術」の三課目授業も指示する。

なお、夜学校については、同年四月一日、「……夜学ニ於テ土曜日毎ニ休学ニすると休業が多くなるので、「依テ土曜日ハ一週ヲ隔休学可致」と通達し、「土曜隔週休日」とする。

土曜日の学習時間の設定は揺れ動くが、いずれにしても、「日曜全日・土曜半日休日」は、一八七六(明治九)年四月にその枠組が完成する。

#### 〔祭日休日〕

一八七三(明治六)年一月、大阪府が発した「年中休業日改正」による祭日休日は、「孝明天皇御例祭日、神武天皇御即位日、祈念祭、神武天皇御例祭日、大祓日、天長節、新嘗祭」と「所ノ氏神大祭日」である。神武天皇御即位日を紀元節と改称したり、一八七八(明治十一)年に「春季皇霊祭(春分日)、秋季皇霊祭(秋分日)」が追加されるが、大幅な変更はない。

一八八二(明治十五)年二月六日の「改正大阪府小学校

教則」には、「年中休業日ハ日曜日（二時間）祭日祝日」とあるのみで、祭日の具体的な名称と日は示していない。以後も同様であるところから、国の祝祭日を休日としたものと思われる。

一八九二（明治二十五年）七月八日付「小学教則」に、新たに「学校記念日」が追加された。大阪府大阪市滝川尋常小学校は、一八九三（明治二十六年）十月三日に「学校記念日儀式執行」と式典を行ったことが「沿革誌」に記されている。

一八九四（明治二十七年）年三月二十四日付「改正小学教則」に、「祝日及大祭日ハ儀式ヲ行フノ外教授ヲナサス」と記されており、祝日には式典が行われるようになる。

#### 〔冬休み・夏休み〕

年末休暇は、一八七三（明治六年）一月付の「年中休業日改正」で「十二月廿五日より三十一日迄」と定められた。年末休暇は一時二十六日よりとの違いが出るが、一八七七（明治十）年三月付「大阪府小学校規則」で「十二月廿五日」となり、以後変更はない。年始休暇は、「二月一日

ヨリ十五日」であったが一八七七（明治十）三月付「大阪府小学規則」で「二月一日ヨリ至十日」となる。一八八二（明治十五年）年二月六日制定「改定大阪府小学教則」では、年末・年始を合わせ「冬期」と記されるようになる。一八九二（明治二十五年）年七月八日制定「大阪府小学教則」で、「冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル」となる。「冬休み」はこの時期より「十二月二十五日から翌年一月七日まで」が定着したと思われる。

夏休み―夏期休暇は、近世社会の生活においては「薙入り」以外に休みの概念はなかったであろう。一八七三（明治六年）の「年中休業日改正」の通達には記載されていない。

一八七四（明治七年）年七月二日に、「大暑二付七月廿四日ヨリ同廿八日迄休業之事」と通知したのが夏期休業の始まりであろう。しかし、その時期・期間は翌七五（明治八年）には「七月二十〇〜二十六（七日間）」、その後も「七月二十三〜八月一日・十日間」「八月一日〜三十一日（三十一日間）」「八月一日〜二十一日（二十一日間）」「八月六日〜二十日（十五日間）」と再々変更される。一八九二（明

治二十五年には「八月一日〜三十一日」となる。ただし、「土地、状況ニ依リ他ノ月日ニ変更シ、或ハ期日ヲ短縮スルコトヲ得」とあり、地域の実情により変更を認めている。現在のように四十日間となったのは一九三七（昭和十二年）からであった。<sup>①</sup>

#### 〔その他の休日〕

明治二十年代になると「摘茶養蚕収穫期ノ類ノ如キ時期ニ在リテハ臨時ニ週日ニ超ヘサル日数間」<sup>②</sup>学年末成績調査・証書授与及学年学級編制準備ノ為、学年末ニ於テ五日以内休業スルコトヲ得」も休日として認められるようになる。それ以外に自然災害など、学校の事情により臨時休日も度々実施されている。

休業日の枠組も、明治前期に作られたといえよう。

### 三 校名の変遷

明治初期、小学校の校名は、行政区、学区との関係で再々改称する。現大阪地域の小学校を対称にその変遷を考察する。

学区は学校の設置、学校運営費等を負担する単位であり、地方教育行政の組織単位である。大阪府は学校を設置する際、行政区をその単位としたので、学区と行政区は、ほぼ一致する。

大阪府の学区は、一八七二（明治五年）の「学制」によって、堺県など二府十一県で、「第四大学区（翌六年四月の改正で、第三大学区）」となる。（翌六年中学区を確定）

#### （一）行政区の編成

現大阪市域は、旧大阪市中と東成・西成・住吉郡、旧堺県の一部から成立する。一八六九（明治二年六月、大阪市中三郷（北・南・天満組）を東・西・南・北の四大組と改編したが、一八七二（明治五年）三月、大組内の区

画を変更し、区に分画した。その結果、東大組二十三区、

南大組十四区、西大組二十二区、北大組二十区となる。

郡部は同年十月、東成郡三区、住吉郡二区、西成郡五区とした。

一八七二(明治五年)四月、大阪府は、区ごとに小学校設立の方針を告諭する。翌七三(明治六年)の中学区確定までに設立した小学校は「○大組第○区小学校」と、行政区名がそのまま校名となる。

- 北大組第四区小学校(現滝川小学校)
- 住吉郡第一区小学校(現平野小学校)

大阪府は、同年十一月五日、各小学校はフラフ(校旗)を掲揚する旨を発し、その雛形を示した(図3)。

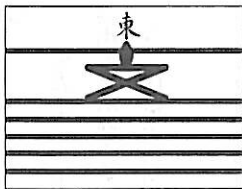


図3 フラフの雛形  
(豎5尺 横八尺曲尺)

## (二)「学制」による学区の確定

一八七三(明治六年)九月九日、第三大学区内の中学区番号が確定する。東・南大組を第一中学区、西・北大組を第二中学区、西成・東成・住吉郡を第三中学区、島上・島下・豊島・能瀬郡を第四中学区と四つの中学区に分けられた。

校名はこの期以前開校した学校は、従来の校名に「第三大学区第○中学区」を冠する。上述した学校で例を示す。

- 第三大学区第二中学区北大組第四区小学校

- 第三大学区第三中学区住吉郡第一区第一番小学校

郡部では同一区内に複数の学校が設立されていく。したがって設立の順に番号を付した。「住吉郡第一区小学校」は設立後、次の学校が開校したことにより「第一番小学校」となる。

郡部では校名に番号が用いられていたことから、区部でも「第○区小学校」を「第○番小学校」と呼称するようになる。「明治八年一月になって 学校名を番号で呼ぶこ



とが正式に用いら<sup>10</sup>れるようになる。

一八七三(明治六)年九月十八日、(東大組)安土町三丁目に誕生した学校は、その「船場小学校沿革誌」に

「工事全ク竣り開校式ヲ挙ゲ第三大区東大組第一小学区第十九番小学校ト称ス

当時小学ノ建設事固ヨリ創始ニ属スルヲ以テ教員既ニ其人ナク書籍器械未ダ整ハサレバ豫メ開校式ヲ挙ゲタルノミ

と、開校当時の様子を記している。同年十一月十五日に授業を開始し、男女合わせて百三名の児童が学ぶ学校となる。

### (三) 行政区名の変更—大組・郡から大区小区へ

一八七五(明治八)年四月三十日、大阪府は大組・郡制から大区小区制を実施する。行政区名の変更を行う。東大組は第一大区、南大組は第二大区、西大組は第三大区、北大組は第四大区、東成郡は第五大区、西成郡は第六大区、住吉郡は第七大区となる。したがって校名も自動的

に「第三大区第〇中学区第〇大区第〇区小学校」となる。しかし、前述したように同年一月から番号を付するようになったことから「第〇番小学校」となる。

「第三大区第二中学区北大組第四区小学校」は「第三大区第二中学区第四大区四番小学校」となる。この事情を「滝川小学校沿革誌」に「明治八年五月、市部大小、名称置カル本校ヲ第四大区四番小学校ト改稱ス」と記している。また、「第三大区第一中学区東大組第十九番小学校」は「第三大区第一中学区第一大区第十九番小学校」となる。

卒業証書の書式の雛形<sup>11</sup>としては、「第三大区大阪府管内第〇中学区第〇大区第〇番小学校(郡部では第〇小区も加筆)」と示している。したがって、上記「東大組第十九番校」は「第三大区大阪府管内第一中学区第一大区第十九番小学校」が、正式名である。けれども、一般的には「大阪府管内」は省略して称した。

「第一大区第十九番小学校」は、同八年七月に「第十九番塔西学校」と改称<sup>12</sup>している。

一八七四(明治七)年二月、淡路町三丁目<sup>13</sup>に開校した「第

三大学区第一中学区第一大区八小学区第十七番小学校」は、一八七五(明治八)年七月に「第十七番津村学校」と称している。<sup>14)</sup>

番号と地区名併記が採用されるのは、「明治八年七月五日」という。「第十七番小学津村学校」と「第十九番小学堵西学校」は、最も早く併記を用いた学校といえるだろう。なお「津村学校」は、一八七八(明治十一年)二月「中船場小学校」と改称する。

#### (四) 大区小区と学校番号の廃止

一八七九(明治十二年)、大区小区制が廃止される。第一大区は東区、第二大区は南区、第三大区は西区、第四大区は北区、第五大区は東成郡、第六大区は西成郡、第七大区は住吉郡となる。「船場小学校沿革誌」に「明治十二年八月、大区連区廃セラレ、東西南北二分タレ当小学区ハ東区ニ属ス」とある。

さらに、同年二月十八日「学第七十一号 自今学校、番号ヲ廃止候」と達したことによって、番号が校名から

消えることとなる。併せて、門標には「公立○小学校」とするよう指示する。

『滝川小学校沿革誌』に「明治十二年二月、本校ノ名称ヲ公立滝川小学校ト改ム」とある。一方、「第十九番小学堵西学校」では「明十二年二月 単ニ堵西学校ト改ム」とある。いずれにしても、この期において、地区名が校名となったものと思われる。

同年三月一日付「学第七十二号」で卒業証書の書式を指示し、校名の記載を「第三大学区大阪府管内第○中学区○区郡○小学」のように示し、「第百五十三号」で卒業証書に用いる印章の雛形も示している(図4)。

堵西学校を例にとると、「第三大学区大阪府管内第一中学区東区堵西小学校」となる。

なお、番号の廃止にともない三月十二日「自今フラフ掲標ニ及ハス」と通達を発す。フラフはその役割を終える。



図4 印章の雛形

(五)「学制」による学区の廃止と「教育令」に基づく学区の制定

一八七九(明治十二年九月)「教育令」の公布により「学制」は廃止され、それにもない学区も廃止される。これによつて校名は「第三小学区第〇中学区」は除かれ、「〇区郡〇小学校」となる。例えば「第三小学区大阪府管内第一小学区東区堵西小学校」は「東区公立堵西小学校」となる。

一八八一(明治十四)年十一月二十六日大阪府は「甲第一百四十四号」で「小学区」を制定する。東・南・西区と住吉郡は各三つの小学区とし、東成郡は四つの小学区、北区・西成郡は各六つの小学区に分画した。「瀧川小学校沿革誌」に「明治十四年十一月、学区ノ制置カレ本校ハ北区第一学区ニ編制セラル」とある。

これにともない、再び校名に大阪府の学区名が冠されることになる。北区と東区を例に整理すると以下のようになる。

●北区公立瀧川小学校↓北区第一学区公立瀧川小学校

●東区公立中船場小学校↓東区第二学区公立中船場小学校

●東区公立堵西小学校↓東区第三学区公立堵西小学校  
一八八四(明治十七)年八月、戸長役場管轄区域が改定され、それにもない、学区も変更される。南・西区は各十一学区に、東区は九学区に、北区は八学区に、西成郡は六学区、東成・住吉郡は各五学区となる。前述した「中船場小学校」と「堵西小学校」はそれぞれ第二学区・第三学区であつた

が、この改正で同じ第八学区となつた。学区ごと

に一校にすることがすすめられる。例を挙げ  
一八八五(明治十八)年一月、  
「中船場小学校」

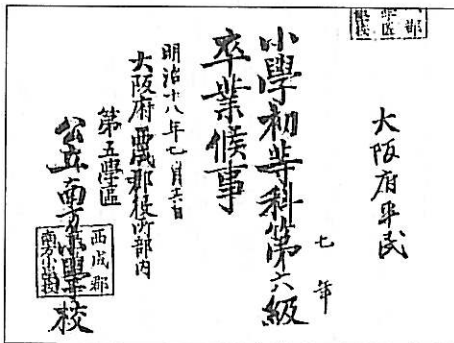


図5 卒業(進級)証書 (大阪市教育センター所蔵)

と「埜西小学校」は統合し、「東区第八学区中船場小学校」となる。正式には管轄役所名も記し、「大阪府東区役所部内第八学区船場小学校」という(図5)。この事情について、「船場小学校沿革誌」に次のように記している。

「従来埜西中船場両校ハ各所属町ヲ異ニスルモ素ト一戸長ノ管轄ナルヲ以テ今回学区ノ改正ニ際シ之ヲ一学区トシ両校ヲ合併シタルハ其經濟ヲ共通シテ学資ヲ充實ナラシメ永遠維持ノ基礎ヲ確立センガ為ナリ而シテ經費ノ支出ハ淡路三丁目外ナ七ヶ町即チ舊埜西中船場両校連合町ノ負擔トス」

本校は旧埜西小学校におき、旧中船場小学校を分校とし、校名は「中船場小学校」とした。一八八七(明治二十)年八月分校の敷地及び校舎は売却される。ここで分校は廃校となる。

一八八五(明治十八)年から八六(明治十九)年にかけて統合は進む。東区でみれば、一八七四(明治七)年には二十三の小学校が設立された。この期の統合で十六校となる(図6)。

前述したように、一八八四(明治十七)年八月、戸長役

場管割区域改訂にともなう学区改正が行われた。それによつて、同一学区に複数の小学校が存在することも生じた。「船場小学校沿革誌」にみるように経済上の理由もあつてより統合がすんだものと思われる。この統合によつて校名を変更した小学校も少なくなつたのである。

#### (一六)「小学校令」以降

一八八六(明治十九)年「小学校令」により、行政区を学区とした。区部は一区长管轄区域、郡部は一戸長区域を一学区とした。したがつて、東・南・西・北区の四区はそれぞれ一学区となる。校名は「区立〇郡立〇町立〇村立小学校」となる。<sup>15)</sup>

●東区第八学区中船場小学校↓東区区立船場尋常小学校

さらに、一八八九(明治二十二年)十月の市町村制施行により、大阪市域が確定する。それによつて大阪全市が一学区となる。

校名は「大阪市〇区〇<sup>高等</sup>尋常小学校」となり、一八九三（明治二十六年四月）「大阪府大阪市立<sup>高等</sup>尋常小学校」となったのである。この間の動きを「船場小学校沿革誌」にみる。

● 明治二十年四月 本校ヲ区立東区船場尋常小学校、分教場ヲ船場尋常小学校分校ト称シ：

● 明治二十二年十月 校名ニ冠セシ「区立」ヲ「大阪市」に改メ大阪市東区船場尋常小学校ト称ス

● 明治二十六年四月一日 校名ニ冠セシ「大阪市東区」ヲ「大阪府大阪市」ト改ム

「船場小学校」の系譜を示したのが図7である。

「船場小学校」は一九四二（昭和十七）年四月、「愛日小学校」と統合した。それによって「船場小学校」の校名は消える。

また「愛日小学校」も「集英小学校」と統合し、一九九〇（平成二年）「開平小学校」となったのである。

この後、大正末期から昭和初期、大阪市中心部で各尋常小学校に高等科が開設されたことにより単独高等小学

校の廃止、太平洋戦争遂行と関わつての国民学校の転用等による国民学校の廃校、敗戦直後の国民学校の整理統合、新制中学校の設置にあたり、中学校校舎に充当による高等科単独の国民学校の廃校等「小学校」の統廃合をみる。

さらに 行政区の統合や子どもの減少による統合がある。逆に子どもが増加した地域に新しい学校が開校する。このような過程を経て現在の大阪市の小学校はある。いづれにしても、今日の原型は、明治前期、「小学舎」公布時につくられたと考えることができる。

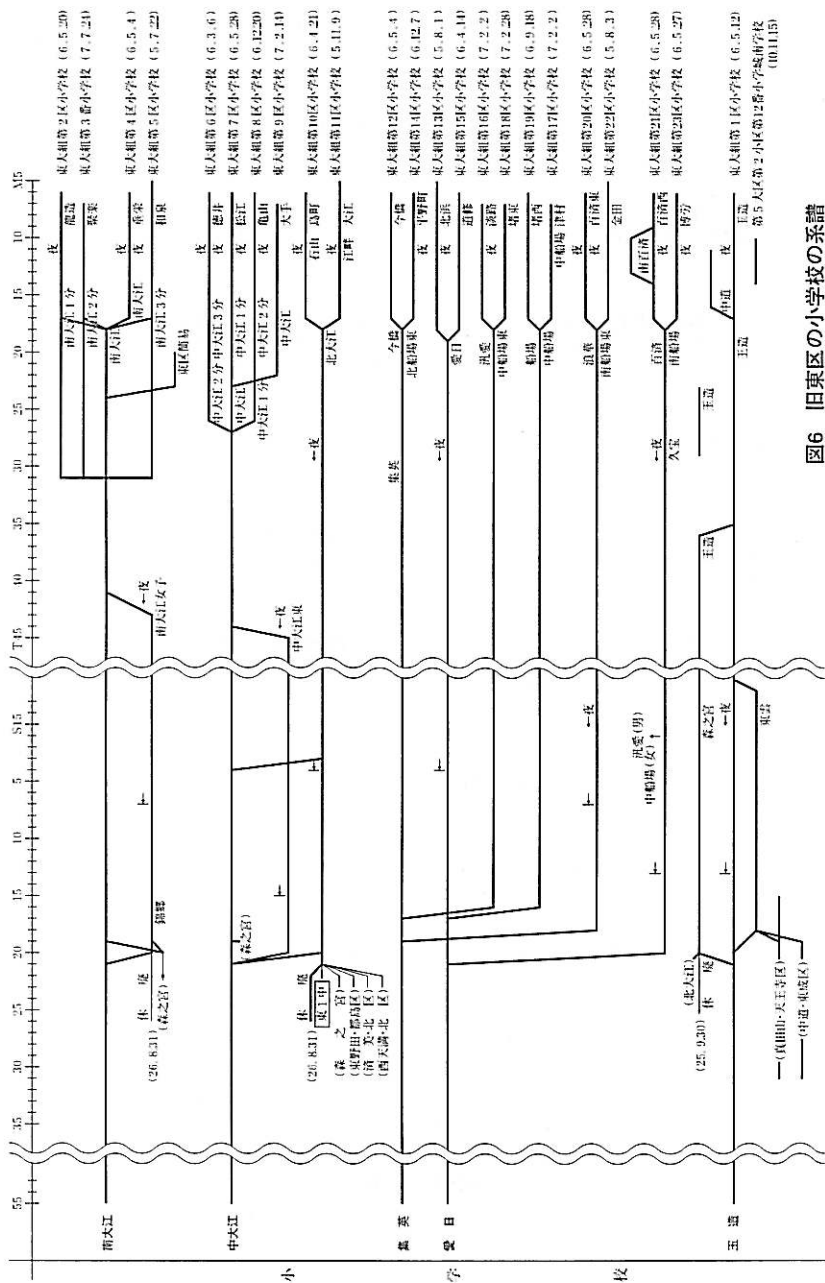


図6 旧東区の小学校の系譜

(大阪教育研究所「所管報告44 大阪市立教育機関沿革史相」に取集されているものを簡素化した)  
 ※1980(昭和55)年以降、行政区の改編によるなう施設台が有り、また部設校が閉校している。

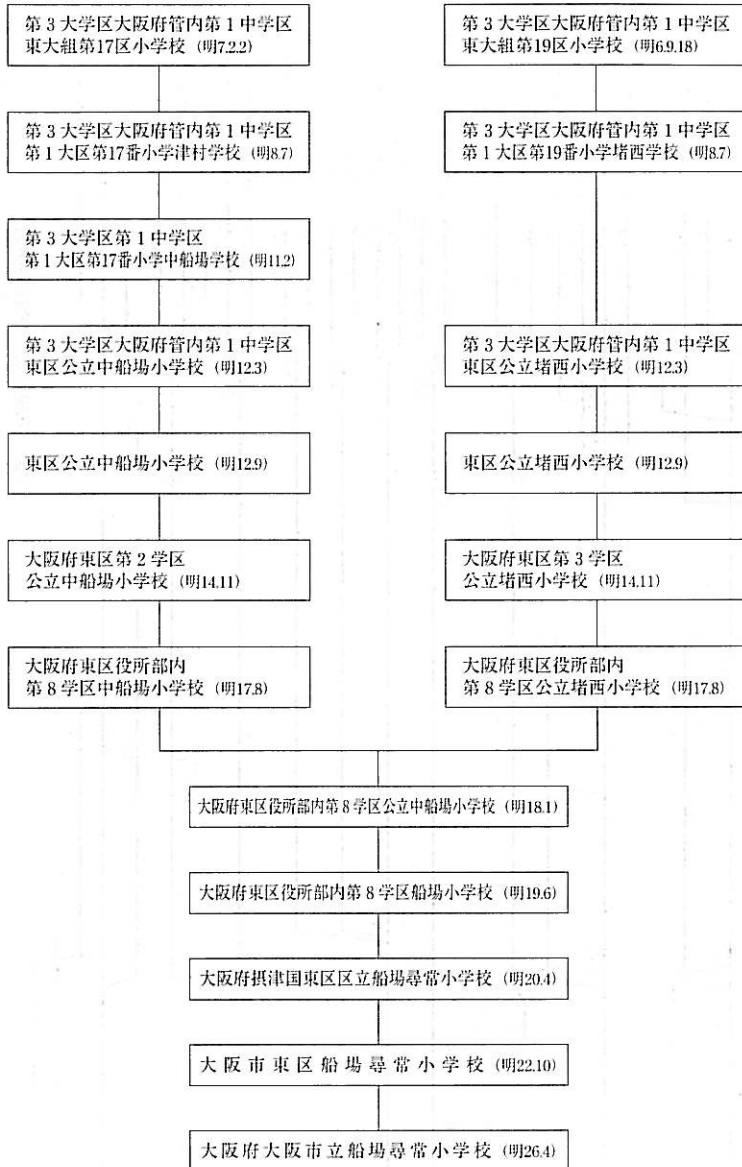


図7 船場小学校の系譜

『大阪府教育百年史』『愛日小学校誌』『船場小学校沿革誌』『大阪府立教育機関沿革史料』をもとに作成

注

(1) 大森久治『明治の学校』三九〇～四二頁

『大阪府教育百年史』に収載の「小学規則」は文部省制定のものと思われる。「年中休学」の「祭日」以外は同一である。

(2) 『北浜学校日誌』

(3) 前掲(1) 七〇〇～七三頁

(4) 前掲(1) 四六頁

(5) 『大阪同和教育史料集第四巻』五九〇頁

なお、この当時、矢田小学校は住道村にあったので住道小学校という

(6) 前掲(1) 四一頁

(7) 前掲(1) 一五二頁

(8) 一八七二(明治五年)五月に定められた大阪府「小学規則」では、「正月・五節句(人日・上巳・端午・七夕・重陽)・盂蘭盆・天長節」である。前掲(1) 四一頁

(9) 前掲(1) 一五五頁

(10) 前掲(1) 八七頁

(11) 第三大区第一中学区第十九区小学校。後の堵西

小学校。後に中船場小学校と合併して、船場小学校となる。さらに愛日小学校と統合する。愛日小学校は集英小学校と合併し、現在は開平小学校である。

(12) 『大阪府教育百年史 第二巻』収載。一八七七(明治十)年五月改正「大阪府小学規則」

(13) 『船場小学校沿革誌』

(14) 『前掲書』

(15) 前掲(1) 八八頁

(16) 明治十一年「津村学校」は「中船場学校」と改称する。

(17) 『大阪府教育百年史 第三巻』収載。一八八四(明治十七)年八月「大阪府管内小学区制定」

(18) 『大阪府教育百年史 第三巻』収載。一八八六(明治十九)年十一月十二日に制定された「大阪府小学規則」に示した卒業証書の書式に「大阪府何何何区何何何町立何高等小学校」とある。

区  
町立何高等小学校」とある。  
村  
尋常小学校」とある。



(19) 一八八六(明治十九)年 中船場小学校は船場小学校と改称。

(20) 大阪市全体が一学と定められた際の校名表記の資料がないので、いくつかの『沿革誌』を参照し、記した。正式名であるかについては不確かである。

(21) 『大阪府教育百年史 第三卷』収載 一八九二(明治二十五年)年七月制定「小学規則」に示した卒業証書の書式に「大阪府郡町村 立何尋常(高等)(尋常高等)小学校」とある。

『滝川小学校沿革誌』『船場小学校沿革誌』にそれぞれ「大阪市立滝川尋常小学校」「大阪府大阪市船場尋常小学校」と記されている。

(22) 赤塚康雄『続 消えた学校』拓植書房 二〇〇〇年八月 一〇〇～一一頁

おわりに

本稿は、「学制」公布から「小学校令」（一八八六（明治十九）年四月）公布前後にいたる大阪の小学校教育の在りようを「制度・教科・校名」に限って、既存の史料をもとにその変遷を整理したものである。

小学校教育の在りようは、単に制度や教科等だけでなく、子どもたちの学びの様子、教師や学校教育にかかわった人たちの在りようを含めて明らかにすべきであると考ええる。

また、学校教育を受けることができなかつた子どもたち、被差別部落に生きた子どもたちの実態にもふれる必要がある。しかし、今回は公文書を基に整理した関係から、通史的・表層的なものとなり、不十分さを残している。

「校名の変遷」を取り上げたのは、一つは現在ある大阪市の小学校の原型を探ることであり、もう一つは、関西法律学校の沿革調査との関係である。

関西法律学校は、その創立当初、一時期「淡路町三丁目二一番地」を仮校舎としたとする資料（一八八六（明治十九年）と、「淡路町三丁目二一番地中船場小学校地を購求し」という資料（一八八七（明治二十年）から、仮校舎が「中船場小学校である」という仮説をもとに調査研究がすすめられている。この中船場小学校の沿革を明らかにする必要から、「校名の変遷」を取り上げたということである。

一八八五（明治十八）年四月、「堵西小学校」と「中船場小学校」が統合し、「中船場小学校」となる。安土町の「旧堵西小学校」を本校とし、淡路町の「旧中船場小学校」を分校とした。資料にいう「中船場小学校」は分校のことである。

この中船場小学校の所在地は、前記資料によれば「淡路町三丁目二一番地」である。しかし「船場小学校沿革誌」では「淡路町三丁目一八番地」と記されている。また、地図<sup>1</sup>で確認すると道を挟んだ対角線上に位置する（図8）。

明治十九年当時の市街地図等の発掘とそれに基づいて確認することが次の課題である。

なお、『府県資料 教育第十六卷大阪府上』に「堵西学校」の開校が「明治六年十二月十五日」とあるが、『沿

革誌』によれば「十一月十五日」は授業の開始日である。大阪では、行政関係者を招いて開校式を行った日をもって開校とする<sup>(2)</sup>。堵西学校の開校式は「明治六年九月十八日」であることから、『府県資料』月日は誤記ではないかと思われる。

本稿執筆にあたってご支援くださいました関西大学学史編纂室の中井 澄氏に感謝いたします。

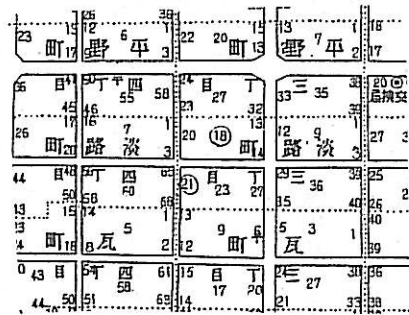


図8 淡路町3丁目付近の地図

注

(1) 年不詳ではあるが大阪支庁が記載されていることから一八八九(明治二十二年以降のものである)。

(2) 大森久治『明治の学校』二十四頁

引用・参考文献

- 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史 第一卷 概説編』昭和四十八年三月
- 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史 第二卷 史料編 (一)』昭和四十六年三月
- 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史 第三卷 史料編 (二)』昭和四十七年三月
- 大阪市教育研究所『研究紀要 第百一十一号』「北浜学校日誌一」昭和四十五年三月
- 大森久治『明治の学校』泰流社 昭和四十八年二月
- 『船場小学校沿革誌』(複製 大阪市教育センター所蔵)
- 『滝川小学校沿革誌』(複製 大阪市教育センター所蔵)
- 大阪同和教育史料編纂委員会『大阪市同和教育史料集 第四卷』部落解放研究所 一九八五年三月

- 大阪市教育研究所『研究報告四十四 大阪市立教育機関沿革史料』昭和五十八年三月
  - 新修大阪市史編纂委員会『新修大阪市史 第5巻』平成三年三月
  - 東区法円坂町外百五十七箇町区会『東区史 第一巻 総説編』昭和十七年三月
  - 文部省『学制百二十年史』ぎょうせい 平成四年十一月
  - 平野郷公益会編・発行『平野郷町誌』昭和六年
  - 津田潔作成『大阪における部落問題の教育史・年表』部落解放研究所 一九八七年三月
  - 中村水名子『研究紀要第四十五号 地域の生活と文化 VII』大阪市教育センター 一九九一年三月
  - 赤塚康雄『消えたわが母校』柘植書房 一九九五年五月
  - 赤塚康雄『続消えたわが母校』柘植書房 二〇〇〇年八月
  - 梅溪 昇編『大阪府の教育史』思文閣出版 平成十年(一九九八)年二月
- 
- 海後宗臣・仲 新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』東京書籍 一九九九年十二月
  - 海後宗臣『明治初年の教育』評論社 一九七三年一月
  - 山本敏夫・持田栄一編著『教育演習Ⅲ 教育制度』学文社 昭和四十四年四月
  - 佐藤秀夫『府県史料 教育16巻』ゆまに書房 昭和六十一年七月
  - 愛日小学校を讀める会記念誌編集部『愛日小学校総誌』平成二年三月
- 
- なかむら：みなこ 43年鹿児島県生まれ  
 大阪市教育センター研究官 関西大学  
 非常勤講師 神戸大学教育学部卒